

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年9月20日

横浜市契約事務受任者  
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

介護保険負担限度額認定証(施設入所者等の食費・部屋代について、自己負担額を軽減する制度に係る証:基本8月1日から翌年7月31日までを有効期限)について、更新申請のあった被保険者(のうち交付要件を満たす方)には例年7月中に一斉交付しています。本契約はこの負担限度額認定証の台紙の印刷をするものです。

2 履行(納品)場所

区保険年金課、健康福祉局介護保険課、委託先業者(印字・封入作業等)指定場所

3 契約日

令和4年6月15日

4 履行日又は履行期間

令和4年7月5日

5 契約金額

1,513,160円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社KMC 代表取締役 相原 朝晃  
(横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル4階)

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

介護負担限度額認定証の年度更新に際しては、まず台紙の印刷を発注し、その納品後、主に6月以前の申請に対しては別の事業者印字・封入作業等を委託のうえに一斉送付するとともに、主に7月以降の申請に対しては、区役所窓口で逐次発行し、交付しています。

しかしながら、台紙印刷について年度当初に契約していた事業者から6月13日に急遽、契約不履行のうえ契約解除するとの連絡を受けました。市民に対して7月中の送付を間に合わせるためには、印字・封入作業等委託事業者及び区保険年金課に7月5日までに台紙を納品する必要があったことから、緊急に短期間で当該業務の履行を依

頼する必要があったためです。

8 契約の相手方の選定理由

年度当初に電子入札による見積合せ（公募型）を行った結果で第2位の業者であり、当該業務内容及びスケジュールで問題なく対応が可能であるため本契約の相手方を選定したものです。

9 所管課

健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課